

労働安全衛生法改正によりH27年12月からストレスチェック制度が義務化されました『雇用主が知っておくべきメンタルヘルス・ストレスチェック制度の知識者養成講習会(育児者雇用対応)』開催のご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

■労働安全衛生法の改正により、平成27年12月1日から「ストレスチェック」制度が施行されました。

仕事や職業生活に不安や悩み、ストレスがあると訴える労働者の増加により、メンタルヘルスの重要性は昨今強く叫ばれており、特に不況等のリストラによる少数精鋭での作業遂行における業務量の増加、あるいは成果主義による従業員への負担増加等により、近年従業員の心的負担は増大の一途を辿っている状況です。厚生労働省が発表した指針では、労働者の心の健康保持推進のための基本的な実施方策として、労働者のストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解、管理監督者によるケア、事業場内産業保健スタッフ（産業医や人事担当者）によるケア、会社以外の専門的な機関によるケアを挙げていますが、メンタルヘルスへの対応ができる知識を持って労務管理をされている管理監督者が少ないのが現状です。

また、このような状況の中で2014年6月に改正労働安全衛生法、いわゆる『ストレスチェック対策義務化法案』が成立されました。これにより2015年12月1日よりストレスチェック制度が義務化されました。この法案は「職場におけるストレス要因を評価し職場環境改善につなげること」、「メンタルヘルス不調を未然に防止する」という取り組みを行い、貴重な人材にメンタルヘルス不調を起こさないよう未然に防止し、行政庁への報告を雇用主に対して義務付ける制度です。このような背景から人事・総務担当部局へのメンタルヘルス知識者の養成及び法改正への対応が急務となっています。本講座では雇用主が知っておくべき法改正に対する制度の概要と関係法令解説、取り組みや報告を怠った際の罰則等解説及び本機構では育児者を雇用するために雇用主が知っておくべきメンタルヘルス対策知識に主眼を置き講義します。

■雇用行政担当官、企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、社会保険労務士、人材派遣や人材紹介等の業務に携わる関係者の方々は是非受講してください。

雇用労働安全に携わる行政担当官、育児者雇用に携わる企業人事採用担当者並びに企業における管理職の役職に就かれております方等には、是非この機会に本講習会を受講され、今後の業務にご活用ください。また、総務・人事部課局への就職希望者や社会保険労務士、人材派遣会社等での勤務者や雇用環境整備士資格者は雇用に関する専門知識者として勤務先において習得した知識をご活用ください。

■受講修了証交付

講習受講者には、本講座を受講したことを証する受講修了証を交付いたします。

雇用環境整備士資格者（第I種：育児者雇用）の方は単位取得制度認定講座3単位が付与されます。

同日同会場にて雇用環境整備士資格講習会も開催されますので、併せて受講いただくことも可能です。

*整備士以外の方でもどなたでも受講できます。H27年7～8月に開催された同名講習会と講義内容は同じですので既に受講されたことのある方はご応募の際にはご注意ください。

1. 開催地・期日・会場・定員

開催地	期日	会場	定員
東京会場	平成28年1月27日（水） 10：00～12：15	中野サンプラザ7F会議室 東京都中野区中野4-1-1	50人
大阪会場	平成28年2月18日（木） 10：00～12：15	大阪研修センター江坂 会議室 大阪府吹田市江坂町1-13-41	50人

労働者派遣法改正によりH27年10月1日から新法対応が施行されました 『使用者が知っておくべき労働者派遣法改正による労働者活用の知識者養成講習会(エイジレス雇用対応)』開催のご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

■労働者派遣法の改正により、平成27年9月30日、新法が施行されました。

1985年の労働者派遣法成立以来、重要な人材・労働力として今や各企業になくはない存在として活躍している派遣労働ですが、労働者派遣事業の健全化、派遣事業をわかりやすくするための派遣期間の制限の見直し、派遣労働者の雇用安定、キャリア形成などを目途して大改正がなされました。今回の法改正は、派遣会社にとっては厳しいものですが、実際にはワークライフバランスを望む者、ワークスタイルの多様化に対応する働き方、退職後の就業機会を望む者の雇用機会促進等に大事な役割を果たしているのも労働者派遣制度です。また、少子高齢化や年金支給額等を理由に定年後にも継続就業を望む労働者の声は増大の一途を辿っていますが、エイジレス（特に高齢者）雇用を促進し、貴重な人材として活用できる知識を持って採用・労務管理をされている企業が少ないのが現状で、労働者派遣をエイジレスにも有効に活用できる知識者の養成が求められています。

また、このような状況の中で2015年9月に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部改正する法律」が成立しました（派遣法改正）。これにより派遣法施行令、施行規則、派遣元指針、派遣先指針それぞれ改正され、同時に労働者派遣事業関係業務取扱要領なども改定されております。派遣元事業者には改正法運用の知識収集や体制化が要求されている反面、派遣先である使用者側は具体的な法改正の内容についての知識が追い付いておらず、また改正法下での労働者派遣の有効な活用法を見いだせていない状況です。このような背景から人事・総務担当部局者の派遣法改正知識の涵養及び法改正への上手な対応を行っていただくために、本講習では使用者が知っておくべき法改正概要と関係法令解説及び本機構ではエイジレス対象者を使用するために派遣先が知っておくべき活用対策知識に主眼を置き講義します。

■企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、社会保険労務士、人材派遣や人材紹介等の業務に携わる関係者の方々は是非受講してください。

雇用就業支援・生涯学習に携わる行政担当官、エイジレス雇用に携わる企業人事採用担当者並びに企業における管理職の役職に就かれております方等には、是非この機会に本講習会を受講され、今後の業務にご活用ください。また、総務・人事部課局への就職希望者や社会保険労務士、人材派遣会社等での勤務者や雇用環境整備士資格者は雇用に関する専門知識者として勤務先において習得した知識をご活用ください。

■受講修了証交付

講習受講者には、本講座を受講したことを証する受講修了証を交付いたします。

雇用環境整備士資格者（第Ⅲ種：エイジレス雇用）の方は単位取得制度認定講座3単位が付与されます。同日同会場にて雇用環境整備士資格講習会も開催されますので、併せて受講いただくことも可能です。

*整備士以外の方でもどなたでも受講できます。

1. 開催地・期日・会場・定員

開催地	期 日	会 場	定 員
東京会場	平成28年1月26日（火） 10：00～12：15	中野サンプラザ7F会議室 東京都中野区中野 4-1-1	50人
大阪会場	平成28年2月16日（火） 10：00～12：15	大阪研修センター江坂 会議室 大阪府吹田市江坂町1-13-41	50人

2. プログラム（予定）（都合により一部変更となる場合があります。）

1. 開会挨拶（10：00～10：05）
2. 国内における労働者派遣の現状と課題（10：05～10：25）
3. 労働者派遣法の改正点解説と経過措置解説（10：25～11：30）
4. 法改正により使用者が知っておくべき派遣労働者活用知識（エイレス雇用対応）（11：30～12：05）
5. 受講修了証交付（12：05～12：15）

3. 講師（予定）

神奈川県立産業技術短期大学校・一般社団法人日本人材派遣協会アドバイザー 大滝 岳光

4. 受講料（税込、テキスト代含む）※受講料は当日会場で申し受けます。

一般 5,000 円、本機構の情報交流制度加盟員 3,500 円、
既雇用環境整備士（第三種）資格者 4,000 円、当日雇用環境整備士資格講習会を受講する方 4,000 円

5. テキスト（当日全員へ配布します。）

本講習テキストは法令等を参考に本講習講師が作成した資料を使用します。

6. 申込み方法

インターネットで下記へアクセスし、申込手順に従ってお申し込みください。または下記申込書（1名につき1枚。コピー可）に記入し、下記申込先宛郵送又はFAXしてください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

7. 申込締切期日

開催の1週間前までにお申し込みください。（※郵送によるお申し込みの場合は必着）
ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ることがありますのでお早めにお申し込み下さい。

8. 申込先・問合せ先

（社）日本雇用環境整備機構 「労働者派遣法改正知識者養成講習係」（TEL. 03-3379-5597）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともえビル 8F（オフィスタ内）

<労働者派遣法改正の知識者養成講習会> 受講申込書（郵送・FAX申込用/コピー可）

※インターネットによる申込の場合は必要ありません

フリガナ	希望会場	区分（下記何れかに○を付けてください）
受講者氏名	・東京 1/26 ・大阪 2/16	・一般 ・本機構の情報交流制度加盟員（番号 ） ・既雇用環境整備士又は当日整備士講習会受講者
連絡先 勤務先 ・ 自宅（何れかに○をつけてください。FAXは必ず記入してください。） 〒□□□□-□□□□	TEL. () (内線) FAX. ()	
都・道 府・県		
勤務先名・部課名：	雇用環境整備士資格	有 ・ 無

※この申込書に記載された個人情報は、講習実施に関する必要な書類等の作成、送付及び本講習の内容に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。

FAX 送付先：03-3379-5596